



大津市 企業版ふるさと納税

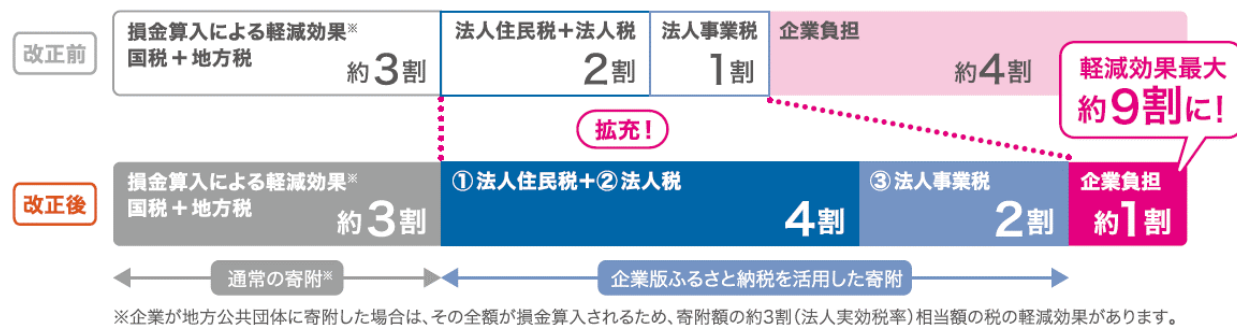
企業版ふるさと納税で
大津市のまちづくりの
応援をお願いします



制度の概要

企業の皆さまが地方公共団体による地方創生プロジェクトに寄附をした場合、損金算入措置（約3割）に加えて、法人住民税などの税額控除（6割）が受けられ、最大で寄附額の約9割が軽減される制度です（令和9年度まで）。また、地方公共団体との協働により、企業活動の領域を超えたSDGs達成にも貢献できます。

【税額控除のイメージ】



税目ごとの 特例措置

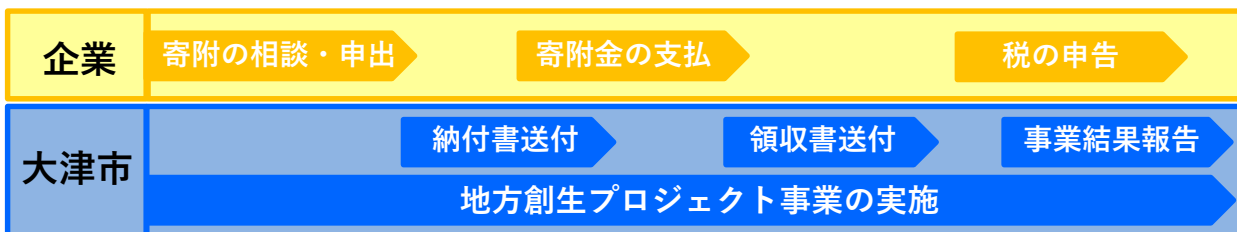
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

※出典 内閣府地方創生事務局リーフレット

制度活用にあたっての留意事項

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
例）寄附の見返りとして補助金を受け取ること
有利な利率で貸付を受ける など
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所または事業所」を指します。

制度活用（寄附）の流れ



企業にとってのメリット

税の優遇措置

法人関係税が最大9割軽減

社会貢献

企業のCSR活動のPR
[SDGsの達成]



- 市とのパートナーシップの構築
- 地域資源を生かした新事業展開

大津市企業版ふるさと納税活用事業

大津市企業版ふるさと納税は、「人口減少に歯止めをかける」、「人口減少に備える社会をつくる」ための戦略である「大津市総合計画第3期実行計画に基づく地方創生推進計画」（地域再生計画）に位置づけた事業について、企業の皆様からの寄附を受け付けています。

※「大津市総合計画第3期実行計画」の全文は、大津市ホームページを参照願います。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/001/1001/g/sokei/68189.html>



基本目標1 子育ての希望をかなえ、子どもの豊かな育ちを支えるまち



誰もが安心して生き生きと子育てができるよう、切れ目のない子育て支援を充実するとともに、子どもの発達特性に応じた質の高い教育・保育環境を確保します。また、子どもが安心して学べる教育環境を整備するとともに、心豊かに生きる力を育む教育の充実を図ります。

【具体的な事業】

- ・妊娠、出産、子育てに対する切れ目のない相談支援や経済的支援
- ・子育て相談や子育てに関する情報提供の充実
- ・乳幼児期から学齢期までの切れ目のない発達支援体制の整備 等

基本目標2 地域の人と人をつなぎ、にぎわいを創出するまち



地域で世代や分野を超えてつながり、互いに支え合える環境づくりを進めます。さらに、人と人とのつながりや豊かな自然、歴史文化遺産等の本市の魅力をまちづくりや移住・定住、観光に生かすとともに、企業誘致の促進や農林水産業の振興等により、地域経済の活性化を図ります。

【具体的な事業】

- ・「大津ならではの魅力」の創出と発信による観光誘客
- ・坂本城跡をはじめとした歴史文化遺産の活用と魅力発信
- ・企業立地促進助成制度の活用促進や農林水産業の担い手の育成 等

基本目標3 誰もが安心して年を重ね、活躍できるまち



様々な災害に対する防災、減災の取組を進めます。また、誰もが高齢になっても健康を維持しながら生きがいを持ち、活躍できる仕組みづくりを進めるとともに、障害のある人や、医療や介護の両方を必要とする高齢者等が住み慣れた地域での生活が続けられる環境を整備します。

【具体的な事業】

- ・地域のネットワークづくり等による地域防災力の向上
- ・認知症施策の充実と地域包括ケアの推進、高齢者の社会参加の促進
- ・相談を包括的に受け止め、支援機関が連携して相談者の課題を解決するための仕組みづくり 等



企業版ふるさと納税の制度や活用事業、寄附のご相談は
下記の問合せ先までご連絡ください

問 合 せ 先

大津市政策調整部企画調整課

〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号

TEL : 077-528-2701 E-mail : otsu1001@city.otsu.lg.jp

ホームページ

https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/001/1001/g/furusato_1/index.html

